

要 求 項 目	回 答 項 目
1. 労使慣行・事前協議について （1）税務局と府職労府税支部との従来からの労使慣行を遵守すること。 （2）労働条件に関わる通達などの改正にあたっては、支部と事前協議を行い、一方的な実施は行わないこと。 （3）府職労単組要求、府労組連要求などの実現のため、税務局として努力すること。 （4）分会要求について、誠意を持って実現すること。 2. 人員・労働条件について （1）全ての税務職場で均一な労働条件を保障するため、定数増をはじめとする適切な措置をとること。 （2）不動産取得税課については、自主決定・テナント評価業務の増加に対し、定数増などの適切な措置を講じること。 （3）業務量に基づかない定数削減や業務量増、勤務条件の悪化に対し、定数増をはじめとする適切な措置をとること。 （4）産休、育休及び欠員に対しては、勤務条件の悪化をきたさないよう、正規職員を配置する等の適切な措置をとること。 （5）「育児短時間勤務制度」、「高齢者短時間勤務制度」は本人の選択性を保障するとともに、他の職員の過重負担を招かないよう、代替要員に正規職員を配置する等の適切な措置をとること。 （6）4週間単位の勤務時間の割振り変更（フレックスタイム制度）については、職員の自主的な意思による申請を遵守し、上司から同意を促したり、推奨したりすることのないよう徹底すること。また、納税者サービスを低下させることのないよう、人員を含め、必要な体制を確保すること。 （7）実質的な労働時間の短縮をはかる観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重し、職員の長時間通勤の解消や過重労働を防止するなど、適切に対応すること。	1. 労使慣行・事前協議について （1）良き労使関係については、尊重してまいりたい。 （2）勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。 （3）（4）このことについては、今後とも誠意を持って対応してまいりたい。 2. 人員・労働条件について （1）（2）（3）このことについては、引き続き業務量に見合った適正な人員配置に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでまいりたい。 （4）（5）このことについては、全庁的な方針に従って対応してまいりたい。 （6）このことについては、全庁的な方針に従って対応するとともに関係課に伝えてまいりたい。また、引き続き業務量に見合った適正な人員配置に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでまいりたい。 （7）通勤時間については、全庁的な方針に従い、現在、1時間30分以内を目標に努力しているところです。また、人事異動につきましても、本人の希望と同意を要件とするものではありませんが、本人希望等については、留意するよう努力しているところです。

要 求 項 目	回 答 項 目
(8) 超過勤務が増加している現状、「フレックスタイム制度」により通常勤務時間帯以外も正規勤務時間になることを踏まえ、適切な空調管理と空調機器の設置を行うこと。 (9) 各所の安全衛生委員会を充実させるとともに、安全衛生委員会の改善に関する決議については主管課が責任を持って措置すること。 (10) 労働安全衛生の観点から、情報機器作業従事職員特別健康診断を充実させ、全員受診体制を確立すること。 3. 勤務時間について (1) 1日の勤務時間を拘束8時間（実働7時間、週35時間）とすること。 (2) 超過勤務を縮減すること。休息時間をただちに復活させること。 (3) 時差出勤による変則勤務を止め、全員が一斉に出勤・退勤できるようにすること。 (4) 「税込確保対策」を口実とした労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税込確保重点月間」等での時間外勤務を強要しないこと。 4. 休暇について (1) 職員の年齢構成をふまえ、出産や育児、介護等の休暇制度を拡充するなど、仕事と家庭の両立支援制度の充実、改善をはかるとともに、それらを安心して取得できる職場の人員体制・環境を確保すること。 (2) 病気休暇・休職制度の「療養に専念させる」という趣旨をふまえ、通院日の前後も含めて診断書の提出を不要とするなど、改善を図ること。また、休職者のリハビリ出勤については通勤手当を支給すること。 (3) 女性職員の健康と母性保護のため、生理休暇の取得しやすい職場環境を実現するための具体的な取り組みを行うこと。	(8) このことについては、大手前庁舎における空調運転の運用変更を踏まえ、出先機関においても必要に応じて適切に対応できるよう検討してまいりたい。 (9) 各所における安全衛生委員会等の活用については、その充実と所情に応じた対応について従来から指導に努めているところですが、今後とも充実強化に努めてまいりたい。 (10) 情報機器作業従事職員特別健康診断については、職員健康診断実施要綱に基づき実施しているところです。 3. 勤務時間について (1) (2) (3) このことについては、関係課に伝えてまいりたい。 (4) 税務職場において、税込確保については重要な課題であると認識しております。また、時間外勤務は強要するものではないと考えております。 4. 休暇について (1) (2) (3) このことについては、関係課に伝えてまいりたい。

要 求 項 目	回 答 項 目
(4) 台風、地震等の災害に伴う交通機関の途絶に対し、職員の安全確保の観点から早期に特別休暇の判断を行うこと。 5. 賃金・手当について (1) 職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できる賃金体系への改善を行うこと。 (2) 税務職俸給表との格差是正という税務手当本来の趣旨に基づき、全税務職員に対する税務職俸給表の適用もしくは調整額へ移行すること。 (3) 通勤手当については、働き方改革や職員の利便性の観点からも、実際の通勤経路に基づき支給すること。また、一方的に廃止した旅行雑費を復活させること。 (4) 物価上昇率にも届かない中堅層以降の賃金改定状況を改善し、抜本的な賃上げを行うよう、関係機関に働きかけること。 (5) 再任用職員の賃金については、定年退職時の7割以上の水準を維持すること。また、扶養手当や住居手当をはじめ、定年前職員と同じ手当を支給するとともに、全ての再任用職員を2級以上に任用するなど待遇改善をはかること。 6. 人事評価・副主査選考について (1) 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきである。とりわけ、「目標設定表(チャレンジシート)」は直ちに廃止すべきである。「新人事評価制度」を賃金に反映させないよう、関係機関に働きかけること。 (2) 副主査選考については、府税業務に必要な研修への参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。 7. 庁舎・職場環境について (1) 老朽化した空調設備は更新し、冷暖房の運用にあたっては、実態に即した弾力的運転を行うこと。 (2) 床上のモール等による配線は転倒などの危険があるため、該当する執務室についてはOAフロアにするなど安全に配慮すること。	(4) 今後とも関係課と連携しながら、適切な対応に努めてまいりたい。 5. 賃金・手当について (1)(2)(3)(4)(5) このことについては、関係課に伝えてまいりたい。 6. 人事評価・副主査選考について (1)(2) このことについては、関係課に伝えてまいりたい。 7. 庁舎・職場環境について (1) 冷暖房運転については、職員の健康管理に留意しながら、適切な運用に努めるとともに、運転に支障がないよう点検・整備に努めてまいりたい。 (2) 転倒などのおそれがある床上モール等の配線については、執務室における安全確保の観点から、予算の範囲内で対策を講じるよう努力してまいりたい。

要 求 項 目	回 答 項 目
(3) 地域防災拠点として重要な役割を果たす府民センタービルが老朽化しており、労働安全衛生にも影響を与えることから、必要な改修を行うこと。	(3) 府民センタービルの改修については、今後とも必要に応じて順次実施してまいりたい。なお、令和6年度は三島府民センタービルC棟及び泉南府民センタービルについて外壁、外部建具及び屋上防水改修工事を実施しました。また、令和7年度当初予算案において、引き続き泉南府民センタービルの外壁、外部建具及び屋上防水改修工事にかかる予算を計上しています。
(4) 庁用自動車は業務に必要な台数を確保するとともに、交通事故防止の観点から必要に応じて更新し、保守・点検に必要な予算を確保すること。	(4) 庁用自動車については、稼働率等を勘案し必要台数を確保するとともに、所属の意見も聞きながら必要に応じて更新してまいりたい。また、運行等に支障が出ないよう、引き続き保守・点検に努めてまいりたい。
(5) 府税職場が影響を受ける「府有財産の活用」や庁舎移転等は、一方的に行わず、十分な協議を行うこと。	(5) 職員の安全衛生に関わる事項については、所要の協議を行うとともに、業務に支障のないよう配慮してまいりたい。
(6) SNSなどでの誹謗中傷が社会問題化する中、名札については苗字（平仮名）のみの表記とし、個人情報が特定されないようにすること。	(6) このことについては、全庁的な方針について改正が予定されているところで、適切に対応してまいりたい。